

認知症の者の妻と長男の 不法行為責任（民法714条1項） —最高裁平成28年3月18日判決

弁護士 森貞 涼介

第1 はじめに

本件は、旅客鉄道事業を営むX(JR東海)が、アルツハイマー型認知症の男性(当時91歳)Aが駅構内の線路に立ち入り、Xの運行する列車に衝突して死亡した事故(以下、「本件事故」という。)により、列車の遅延や代替輸送費用等の損害(719万円余)を被ったとして、Aの妻Y1及び長男Y2に対し、民法709条又は714条に基づき、損害賠償を請求した事案である。本稿では、「法定の監督義務者」及び「法定の監督義務者に準ずべき者」に関する本判決の考え方を論評した上で、残された問題について言及する。

第2 事実関係の概略

1 当事者及び関係者

AとY1は、昭和20年に婚姻し、以後同居していた。AとY1との間には、4人の子がいるが、長男Y2及びその妻Bは、昭和57年に愛知県にあるA宅から、甲市に転居しており、他のAの子らもいずれも独立している。

2 Aの認知症の発現と進行

Aは、平成12年頃に認知症の罹患を窺わせる症状を示すようになり、平成14年には、アルツハイマー型認知症に罹患したと診断され、平成16年頃には、見当識障害や記憶障害の症状を示し、平成19年2月には要介護4の認定を受けた。

3 Aの介護状況

Yら、B及びAの三女Cは、平成14年3月頃から、折に触れて、今後のAの介護をどうするかを話し合い、Y1は既に80歳であって1人でAの介護をすることが困難になっているとの共通認識に基づき、介護の実務に精通しているCの意見も踏まえ、Bが単身でA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助することに決めた。

Y1は、Aの介護に当たっていたが、本件事故当時85歳で、平成18年1月頃までには要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていた。他方Y2は、引き続き甲市に居住し、本件事故

の直前の時期において1ヶ月に3回程度週末にA宅を訪ねているという状況であった。

4 本件事故の発生

Aは、本件事故当日(平成19年12月7日)の午後4時30分頃にデイサービス施設から帰宅し、Y1及びBと一緒に過ごしていたが、Bが別室で片付けをし、Y1がまどろんで目を閉じていた僅かな隙に、A宅から一人で外出し、a駅から列車に乗り、a駅の北隣のd駅で降り、排尿のためにホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下りた。そして、同日午後5時47分頃、d駅構内において本件事故が発生した。

第3 争点

本訴訟では、Y1及びY2が、①法定監督義務者に当たるか(同法714条1項)、②法定の監督義務者に当たらないとしても、法定監督義務者に準ずべき者として同条項が類推適用されるかが争われた。

第4 裁判所の判断

1 上記争点①(法定監督義務者該当性)について

(1) 規範

本判決は、「一方の配偶者が精神上の障害により精神保健及び精神障害者福祉に関する法律5条に規定する精神障害者となった場合には、同法上の保護者制度(同法20条(平成25年法律第47号による改正前のもの)参照)の趣旨に照らしても、その者と現に同居して生活している他方の配偶者は、夫婦の協力及び扶助の義務(民法752条)の履行が法的に期待できないような特段の事情のない限り、夫婦の同居、協力及び扶助の義務に基づき、精神障害者となった配偶者に対する監督義務を負うのであって、民法714条1項所定の法定の監督義務者に該当するものというべきである。」(以上筆者引用。下線は筆者による。)として、Y1の責任を認めた原審の判断に反論する形で次のような一般論を示した。

すなわち、平成11年法律第65号により、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が廃止されたこと(保護者制度そのものも平成25年に廃止)、民法858条における後見人の禁治産者に対する療養看護義務が、平成11年の改正により、成年後見人の成年被後見人に対する身上配慮義務に改められたことに鑑みれば、事故当時、保護者や成年後見人であるというだけでは、直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできない。

民法752条に定める夫婦の協力扶助義務は、夫婦相互間で負う抽象的な義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課すものではない。従って、同条から直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできないから、本条を714条1項にいう法定の監督義務を定めたものということとはできず、他に夫婦の一方が他方の法定監督義務者であるとする実体法上の根拠は見当たらない。

(2) 本件について

上記規範に従い、Y1及びY2ともに法定の監督義務者に当たらないとした。

2 上記争点②(法定監督義務者に準ずべき者該当性)について

(1) 規範

本判決は、上記争点②について、「もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである(最高裁昭和56年(オ)第1154号同58年2月24日第一小法廷判決・裁判集民事138号217頁参照)。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。」(以上筆者引用。下線は筆者による。)

と判示した。

(2) 本件について

ア Y1について

Y1については、本件事故当時、Y1自身が要介護1の認定を受けていたことや、Aの介護もBの補助を受けて行っていたことから、Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということとはできないとして、法定監督義務者に準ずべき者には当たらないとした。

イ Y2について

Y2については、Y2は甲市に居住して東京都内で勤務していたもので、本件事故まで20年以上もAと同居しておらず、本件事故直前の時期においても1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎないことから、Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということとはできないとして、法定監督義務者に準ずべき者には当たらないとした。

第5 検討

1 本判決の残した問題

本判決は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める保護者は、直ちに法定の監督義務者に該当するということとはできないと判示しており、この点は、近時増えているとされる学説と、結論及び理由付けにおいて一致している^{1・2}。その上で、本判決は、民法752条等を根拠にしてY1が法定監督義務者とした原判決の判断も否定しているところ、そもそも、親族間の扶養義務を同法714条の法定の監督義務と結びつけた議論は従来ほとんどなされていなかったこと³から、この点に関して最高裁が原審の理論を採用することは躊躇されたのかもしれない。

Yらが法定監督義務者に当たらないとした理由付けの当否は措くとして、本判決によれば、「責任無能力者を監督する法定の義務を負う者」にその責任無能力者が惹起した損害の賠償義務を課す明文規定があるにもかかわらず、実体法上、誰がその「法定の監督義務を負う者」かを定める規定が存在しないという矛盾が生じることになる⁴。なお、原々審はY2が、原審はY1が法定監督義務者に当たるとしたため、このような矛盾した事態は生じていなかった。

本判決の法定監督義務者に準ずべき者に関する規範による限り、認知症の者の介護により関わった家

族ほど、監督義務者に準ずべき者として損害賠償責任を負い、介護に無関心で何もしなかった家族ほど、何らの責任も負わないという事態に陥ることとなる。本判決の残した問題として、家族に認知症の者がいる場合には関わらない方が結果的にリスクを回避できるという風潮を形成ないし助長するおそれが指摘できる。

また、本件は、「老老介護」、義父を介護する義理の娘、という我が国で決して少なくない事情により特徴付けられた事案であるといえよう。前者については社会問題化しており、後者についても伝統的に我が国で見られる事態である（因みに、岡部裁判官の意見中で、Y1が、BがAの介護をするのは長男の嫁であるから当然のことであると考えていたことについて言及がある。）。

本判決の規範によれば、自らも老いた一方配偶者には他方配偶者に対する監督義務者としての責任はなく、また、自分の妻に親の介護を任せた長男にも監督義務者の責任はないということになる。従って、現在の日本に多く存在すると思われる事案において、被害者は泣き寝入りせざるを得ないおそれがある。

このような問題を残すことになった原因は、本件では、Yらが法定監督義務者であることを定めた実体法上の規定がないと判断したことにある。同法714条1項という規定を民法においている以上、法定監督義務者が存在しない事態を容易に認める解釈をとることは妥当ではない。

2 本件の特殊事情

本件は、JR東海が被害者であり、個人が損害を被った場合とは、「被害者」の性質が大きく異なる。また、Yらは、Aの介護のために様々な方策をとっており（詳細は判決文を参照されたい。）、岡部裁判官及び大谷裁判官の各意見では、Y2は法定監督義務者に準ずべき者に当たるが、同条項但書に該当するから免責が認められると結論付けられている。つまり、本件の個別事情を見ると、Yらに責任を負わせるのは酷であるという価値判断が裁判所にあったと想像されるし、筆者もこの点については共感できる。

従って、本件では被害者及び加害者の個別事情に基づく価値判断が、結論に大きく影響していると思われる。今後の全ての事件について妥当するとは言えないのではないか。

- 1 潮見佳男『基本講義債権各論Ⅱ 不法行為法』92頁（新世社、第2版、平成21年）
- 2 窪田充見『不法行為法』176頁（有斐閣、初版、平成22年）
- 3 「判批」金融・商事判例第1496号36頁（平成28年）
- 4 廣峰正子「判批」金融・商事判例第1493号2頁（平成28年）